

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年8月1日

【会社名】 飛島ホールディングス株式会社(注)1

【英訳名】 TOBISHIMA HOLDINGS Inc.(注)1

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高橋 光彦(注)1

【本店の所在の場所】 東京都港区港南1丁目8番15号(注)1

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 飛島建設株式会社
I R推進部長 鳶田 陽一

【最寄りの連絡場所】 飛島建設株式会社
東京都港区港南1丁目8番15号

【電話番号】 飛島建設株式会社
03 - 6455 - 8312

【事務連絡者氏名】 飛島建設株式会社
I R推進部長 鳶田 陽一

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 普通株式

【届出の対象とした募集金額】 44,580百万円(注)2

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

(注)1. 本届出書提出日現在におきましては、飛島ホールディングス株式会社(以下「当社」といいます。)は未設立であり、2024年10月1日の設立を予定しております。なお、代表者の役職氏名及び本店の所在の場所につきましては、現時点での予定を記載しております。

(注)2. 本届出書提出日現在において未確定であるため、飛島建設株式会社(以下「飛島建設」といいます。)の2024年3月31日現在における株主資本の額(簿価)を記載しております。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

飛鳥建設が2024年8月1日付で当社の株式について株式会社東京証券取引所に新規上場申請を行ったことに伴い、2024年6月5日に提出いたしました有価証券届出書及び2024年7月1日に提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書の記載内容の一部に訂正すべき事項が生じたので、当該事項その他一部訂正を要する箇所を併せて訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集事項

1 新規発行株式

2 募集の方法

第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報

第1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要

5 組織再編成対象会社又は株式交付子会社の発行有価証券と組織再編成又は株式交付によって発行（交付）される有価証券との相違（対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行（交付）される有価証券との相違）

第三部 企業情報

第2 事業の状況

5 経営上の重要な契約等

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

第五部 組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報

第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社又は株式交付子会社に関する事項

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	19,226,516株 (注) 1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。 (注) 4

(注) (前略)

3. 飛鳥建設は、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場に新規上場申請を行う予定であります。

(後略)

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	19,226,516株 (注) 1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。 (注) 4

(注) (前略)

3. 飛鳥建設は、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場に新規上場申請を2024年8月1日に行いました。

(後略)

2 【募集の方法】

(訂正前)

株式移転によることといたします。(注) 1、2

(注) 1. (省略)

2. 当社は、東京証券取引所への上場申請手続(東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項)を行い、いわゆるテクニカル上場(東京証券取引所有価証券上場規程第214条)により2024年10月1日より東京証券取引所プライム市場に上場する予定であります。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等(効力発生日等から6か月以内に上場申請するものに限り(東京証券取引所有価証券上場規程施行規則第229条において準用する第216条第1項))について、同規程に定める流動性基準への適合状況を確認し、速やかな上場を認める制度です。

(訂正後)

株式移転によることといたします。(注) 1、2

(注) 1. (省略)

2. 当社は、東京証券取引所への上場申請手続(東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項)を行いました。これに伴い、いわゆるテクニカル上場(東京証券取引所有価証券上場規程第214条)により2024年10月1日より東京証券取引所プライム市場に上場する予定であります。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等(効力発生日等から6か月以内に上場申請するものに限り(東京証券取引所有価証券上場規程施行規則第229条において準用する第216条第1項))について、同規程に定める流動性基準への適合状況を確認し、速やかな上場を認める制度です。

第二部 【組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報】

第1 【組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要】

- 5 【組織再編成対象会社又は株式交付子会社の発行有価証券と組織再編成又は株式交付によって発行(交付)される有価証券との相違(対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行(交付)される有価証券との相違)】

(訂正前)

当社は、分配特則規定が法令に従い効力を有する限りにおいて、剰余金の配当(配当財産が金銭以外の財産であり、かつ、株主に対して金銭分配請求権を与えないこととする場合を除きます。)に関する事項を取締役会の決議によって決定することができます。これに対し、飛鳥建設の定款には、分配特則規定に相当する定めがないため、剰余金の配当に関する事項の決定は、原則として株主総会の決議によることとなります。

(訂正後)

該当事項はありません。

第三部 【企業情報】

第2 【事業の状況】

5 【経営上の重要な契約等】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる飛鳥建設においても、該当事項はありません。

(後略)

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる飛鳥建設の経営上の重要な契約等につきましては、同社の有価証券報告書(2024年6月28日提出)をご参照ください。

(後略)

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

2024年10月1日時点の当社の株式等の状況は以下のとおりとなる予定であります。

【発行済株式】

(訂正前)

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	19,226,516	東京証券取引所 プライム市場	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。
計	19,226,516		

(注) 1.(省略)

2. 飛鳥建設は、当社の普通株式について、東京証券取引所プライム市場に新規上場申請を行う予定であります。

(訂正後)

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	19,226,516	東京証券取引所 プライム市場	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。
計	19,226,516		

(注) 1.(省略)

2. 飛鳥建設は、当社の普通株式について、東京証券取引所プライム市場に新規上場申請を2024年8月1日に行いました。

第五部 【組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報】

第1 【継続開示会社たる組織再編成対象会社又は株式交付子会社に関する事項】

(1) 【組織再編成対象会社又は株式交付子会社が提出した書類】

【臨時報告書】

(訂正前)

の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(2024年7月1日)までに、以下の臨時報告書を提出しており
ます。

(後略)

(訂正後)

の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(2024年8月1日)までに、以下の臨時報告書を提出しており
ます。

(後略)